

## 令和2年第4回加西市教育委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年4月22日(水) 16時00分
- 2 閉会日時 同日 16時56分
- 3 開催場所 加西市役所 1階多目的ホール
- 4 出席者 教育長職務代理者 沼澤郁美  
委員 楠田初美  
委員 中川和之  
委員 深田英世

5 上記出席者及び傍聴人を除き、会議に出席した者の氏名

教育部長	本玉義人
次長兼教育総務課長	今西利夫
教育委員会課長	井上英文
学校教育課長	安富重則
こども未来課長	伊藤勝
生涯学習課長	森幸三
図書館長	藤川貴博
総合教育センター所長	常峰修一
教育総務課長補佐兼総務係長	松田ちあき

兼松教育長が欠席につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、沼澤教育委員が職務代理者として、会議の進行を行った。

新型コロナウイルス感染症対応のため事務局の出席者も減らしての会議とする。

地方教育行政組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達していることを確認し、議事に移る。

6 付議事項

議案第14号 加西市立総合教育センター運営委員の委嘱について

議案第15号 加西市青少年補導委員の委嘱について

議案第16号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する教育委員会規則の制定について

議案第17号 加西市社会教育委員の委嘱について

議案第 18 号 加西市指定文化財の指定解除について

議案第 19 号 加西市学校給食センターの設置及び運営に関する条例（昭和 42 年条例第 26 号）の一部を改正する条例の制定について

議案第 20 号 加西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和 42 年教育委員会規則第 22 号）の一部を改正する規則の制定について

議案第 21 号 加西市学校給食運営審議会委員の委嘱について

議案第 22 号 加西市立図書館協議会委員の委嘱について

議案第 23 号 学校薬剤師の委嘱について

## 7 議題となった動議を提出した者の氏名

なし

## 8 質問及び討議の内容

議案第 14 号 加西市立総合教育センター運営委員の委嘱について

総合教育センター所長より説明する。加西市立総合教育センター条例施行規則第 3 条の規定により、加西市立総合教育センター運営委員に次の者を委嘱したく、委員会の議決を求める。

委嘱期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日で、市小中学校長会長、市青少年補導委員連絡協議会会長、市連合 P T A 会長、市連合婦人会会長、市地域福祉課長、市学校教育課長に委嘱するものである。

議案第 15 号 加西市青少年補導委員の委嘱について

総合教育センター所長より説明する。加西市立総合教育センター条例施行規則第 4 条の規定により、加西市青少年補導委員に次の者を委嘱したいので、委員会の議決を求める。委嘱期間は 2 年ではあるが、各町より交代の申し出があり、この 23 名が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの残り 1 年の委嘱となる。

教育委員からの質問及び総合教育センター所長の回答

・賀茂地区の鎮岩町の補導委員さんと善防中 P T A の補導委員さんは夫婦だが、それは大丈夫か。

（回答）町自治会から推薦いただいた方と、女性協力員といって女性で補導活動に回る方がいる。総会等是一緒になるかと思うが、活動自体は別なので特に問題ない。

## 議案第 16 号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する教育委員会規則の制定について

学校教育課長より説明する。独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則を制定したいので、委員会の議決を求めるものである。日本スポーツ振興センター共済掛金は、加西市の学校園の園児、児童、生徒が学校管理下でけが等の災害に遭った場合に、治療費（医療費の3割）や見舞金（医療費の1割）の給付を保護者の皆さんに行う災害給付制度を活用するための掛金である。

このたび、規則を制定するのは独立行政法人日本スポーツ振興センターの第17条第4項の規定により、教育委員会は要保護、準要保護児童生徒の保護者から経済的理由により保護者負担額を免除し、その分は国から補助を受けることができるが、その際、教育委員会の規則により、保護者負担額を定めた上で、当該額を要保護児童生徒の保護者から徴収しないと明記されていることが要件となる。定められた金額は、小中学校の一般児童生徒1人当たり年額460円、要保護については1人当たり年額20円となる。さらに第3条により、経済的理由により共済掛金を免除することができると明記することで、免除した金額について国の補助が受けられることになる。令和3年までに規則を制定するよう国から求められていることもあり、このたび制定をお願いするものである。

### 教育委員からの質問および学校教育課長の回答

・調べると、一般高校生は2,150円だが、特別支援学校高等部は1,780円というのはどのような計算からか。金額は加西独自のものか。他市は違うのか。

（回答）この1,780円だが、共済掛金の区分が全日制高等学校の2150円をもとにしているが、算定根拠は市独自に制定したもの。今、資料を持っていないので、後ほど回答させていただきたい。金額は市独自のもの。他市についても確認させていただく。

### 議案第 17 号 加西市社会教育委員の委嘱について

生涯学習課長より説明する。加西市社会教育委員に関する条例第2条及び第3条の規定により、次の者に社会教育委員を委嘱したいので委員会の議決を求める。年度がわりで、学校教育関係者として選出された方の変更に伴う委嘱である。

泉小学校と善防中学校の校長に新しく就任いただく。任期は前任者の残任期間となり、令和2年4月1日から令和3年7月21日までである。

## 議案第 18 号 加西市指定文化財の指定解除について

生涯学習課長より説明する。文化財の保護に関する条例第 4 条及び第 19 条の規定により、以下の文化財の市指定解除をしたいので委員会に議決を求める。対象文化財はあびき湿原。管理者はあびき湿原保存会。解除の理由は、兵庫県指定文化財に指定されたため、市指定については解除するものである。

兵庫県の告示のとおり、網引湿原として県指定史跡名勝天然記念物となり、数量は 361,828 m<sup>2</sup>。管理者は同じくあびき湿原保存会。県指定時の記者発表資料に網引湿原の概要が記載されている。

指定解除については、手続上、加西市文化財審議委員会に諮問し、指定解除についての答申を求め、県指定になったことと市指定時の指定範囲を県指定範囲が包括していることから、指定解除が適正との答申を得ている。

### 教育委員からの質問及び生涯学習課長の回答

・市指定と県指定の両方はできないのか。

(回答) 県指定は市指定の上位指定なので、県指定になると、市指定を解除するべき。今回の場合、市指定範囲は約 3,000 m<sup>2</sup>だが、県指定範囲は県との調整の結果、周辺の山を含めて 36 万 m<sup>2</sup>という大きな面積となり、その中に市指定範囲がすべて含まれることから、市指定解除をすることとした。

・県指定と市指定の違いやメリットは何か。

(回答) 補助金制度がある。管理等でお金が必要になったとき、市指定なら 3 分の 1 を市が負担するだけだが、県指定になると、県が 3 分の 1、随伴して市が 3 分の 1、管理者が 3 分の 1 という形で、事業に対して補助金制度が活用できるメリットがある。

・格上げになったということか。それは市がお願いしたのか、それとも県からの働きかけなのか。

(回答) 市のほうから所有者、管理者を含めて調整を図り、県指定を目指すため申請を上げた。

・県指定になって、看板等の整備はどうするのか。長靴を洗って、種子を落として中に入るなどを来訪者にこれからも徹底してほしい。当然、あびき湿原保存会が中心にされると思うが、市は県と一緒に保存していく方策は考えているのか。

(回答) 市、県、国指定であれ、市が経費を持ち看板を設置している。今回も文化

財側か、環境課が環境事業として進めていたので、どちらかで調整しながら看板の設置を考えたい。管理は、既にフェンス等を入口に設置しており、保存会の方が9時から5時以外は施錠する形をとっている。注意書き等で、長靴で川を渡って湿原に入るのを、泥を落としてほしいというようなことも注意喚起しながら管理を図っている。同じような形で保存会に管理いただくよう進めていきたい。

・教育委員から、要望であるが、県指定でフォーラムを考えていたそうだが、コロナの関係で難しい。やはり貴重な財産、資源であるので、本当に市民の財産として守っていただきたいとの意見があり。

#### 議案第 19 号 加西市学校給食センターの設置及び運営に関する条例（昭和 42 年条例第 26 号）の一部を改正する条例の制定について

次長兼教育総務課長より説明する。今回の改正は、新南部学校給食センターの移転建設に伴い、現在の南部学校給食センターの所在地から新たなセンターの所在地に表示を改めるものである。また、単独調理場が廃止されることから、現在学校給食運営審議会委員について、単独調理校から選出している委員 2 名を減じ、8 名の委員による審議会に変更したい。

なお、施行日は当初今年度 2 学期からの開設を目指していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、工事の延期が見込まれる。このため、来年 1 月の 3 学期からの給食開始に計画変更し、施行日も 1 月 1 日とする。審議会委員については年度途中ということもあるので、来年度からの適用とする。

#### 議案第 20 号 加西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和 42 年教育委員会規則第 22 号）の一部を改正する規則の制定について

次長兼教育総務課長より説明する。先ほどの議案第 19 号に関連して、新南部学校給食センターの開設に合わせ、給食センターからの配食先を市内全ての小中特別支援学校にするとともに、文言の一部整理を行うものである。

#### 教育委員からの質問及び教育総務課長の回答

・第 2 条で改正後は、全部学校名を省略して「加西市立小学校及び中学校並びに特別支援学校」にするとあるが、これは将来、学校等を統合することを考えた上での文言と考えていいのか。

（回答） 2 センター方式になり、全ての学校が受配校になったことから、列記する

必要がなくなったためである。

・第 25 条、欠食の食事で「5 日を超えて」とは、食材注文を 1 週間単位でしているから 5 日を基準とするのか。5 日がとめるのに必要な最低日数であると理解してよいのか。

(回答) 厳密にはもう少し長いスパンで食材注文しているが、例えば牛乳、米飯、外部の業者から入れている食材は、停止すると言った日からはとめられない。最低、その程度の日数が必要になってくることから、この表現になっている。

#### 議案第 21 号 加西市学校給食運営審議会委員の委嘱について

次長兼教育総務課長より説明する。加西市学校給食センターの設置及び運営に関する条例第 5 条第 3 項の規定により、次の者に加西市学校給食運営審議会委員を委嘱したく、委員会の議決を求めるものである。

1 号委員として富田小学校長、賀茂小学校長、北条小学校長、2 号委員には善防中学校長、3 号委員には加西市医師会の代表、5 号委員には加東健康福祉事務所長にそれぞれお願いするものである。任期は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

#### 議案第 22 号 加西市立図書館協議会委員の委嘱について

図書館長より説明する。加西市立図書館設置条例第 5 条第 3 項の規定により、区分として学校教育関係者の委員に、加西市立加西こども園長に加西市立図書館協議会委員を委嘱したく、委員会の議決を求める。

これは年度がわりに学校教育区分の幼保園長代表の代表者変更に伴う選出となる。任期は前任者の残任期間、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日となる。

#### 議案第 23 号 学校薬剤師の委嘱について

学校教育課長より説明する。学校保健安全法第 23 条の規定により、加西市立学校の学校薬剤師に次の者を委嘱したく、委員会の議決を求める。

令和 2 年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の職については 3 月定例教育委員会において承認いただいた。その後、辞退の申請があったので、加西市薬剤師会長から推薦を受け、日吉小学校と加西中学校に新たな委員を委嘱したい。任期は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで。

## 9 議決事項

議案第 14 号 加西市立総合教育センター運営委員の委嘱について

原案通り可決

議案第 15 号 加西市青少年補導委員の委嘱について

原案通り可決

議案第 16 号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する教育委員会規則の制定について

原案通り可決

議案第 17 号 加西市社会教育委員の委嘱について

原案通り可決

議案第 18 号 加西市指定文化財の指定解除について

原案通り可決

議案第 19 号 加西市学校給食センターの設置及び運営に関する条例(昭和 42 年条例第 26 号)の一部を改正する条例の制定について

原案通り可決

議案第 20 号 加西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則(昭和 42 年教育委員会規則第 22 号)の一部を改正する規則の制定について

原案通り可決

議案第 21 号 加西市学校給食運営審議会委員の委嘱について

原案通り可決

議案第 22 号 加西市立図書館協議会委員の委嘱について

原案通り可決

議案第 23 号 学校薬剤師の委嘱について

原案通り可決

## 10 報告事項

### 学校教育課長

1 点目、新型コロナウイルス感染症に係る学校における対応について報告する。

周知のとおり、市内小中特別支援学校は4月に入っても依然として臨時休業状態にある。その中で登校可能日を設定し、その中で入学式や始業式などを実施し、新学期のスタートをしている。各校では5月7日から学校再開を目指し、新たな担任教員が中心となり、児童生徒の健康状態、心のケア、学習課題の提示、回収などに尽力している。

今後は未指導の学習活動、授業時数の確保のための努力が求められる。この点においては国、県の動向や要請を踏まえ、加西市として学校行事を、2学期以降へ延期する措置を取っていくよう考えている。具体的には中学校の修学旅行、トライやるウィーク、小学校で5月実施の自然学校、例年は1学期中にしている各種学校健診、交通安全教室など全て延期している。

教職員の勤務は現在、在宅勤務。職員室でも密閉、密集、密接の3つの密を避け教職員の感染を防ぐ観点から、県教育委員会の取組要請もあって、所属教職員を3つのグループに分け、3分の1ずつの勤務を行っている。在宅勤務については、市教委、学校現場としても初めての経験だが、校務に支障のない範囲で教職員の希望を鑑みながら、勤務体制を工夫している。

2 点目、小中特別支援学校の児童生徒数について報告する。

4月1日現在の小学校11校の児童数は1,910名で、昨年と同じ人数。中学校4校の生徒数は992名で、28名の減。特別支援学校の児童生徒数は39名、3名減。今年度の新入生は小学校1年生が353名、43名の増。中学1年生が339名、2名の増となっている。

3 点目、学校組織について報告する。

教職員の異動については3月定例教育委員会で議決していただいた。管理職につい

でもそれに先立ち議決いただいた。今回、校長、教頭等の学校組織の一覧を掲載している。校長は採用1名、配置換2名、教頭は採用1名。主幹教諭は配置換2名、昇任3名。養護教諭は配置換なし。代替教員などの臨時講師が3名、加西市初めての勤務となる。事務職員は昇任1名、配置換4名。

#### 教育委員からの質問および学校教育課長の回答

・コロナの影響で先生は在宅勤務と3分の1ずつ出勤ということだが、勤怠管理はどのような形をとっているのか。

(回答) 勤務時間は通常どおり8時から16時30分、休憩時間は12時から12時45分、長期休業中の勤務時間に設定している。加西特別支援学校だけは勤務時間は8時15分から16時45分と少し時間がずれる。勤怠管理の方法は学校により若干違うが、昨年度から教育総務課で校務のICTを進めていて、オンラインで学校とやり取りできる体制がある。それを活用している学校はオンライン上で、今から勤務を始めるとメッセージを送り、学校の管理職が確認する。あるいは、電話で今から始めると報告しているところもある。それを朝と終了時、昼休みも含め行うなどして管理している。

・コロナウイルスで子供が長期休みになってから、最も大事なのは子供や先生の体だが、それ以外に一番心配しているのは学力の遅れだと思う。加西市の先生方は具体的にどのように子供たちとかかわって、勉強を進めていこうとしているのか。

(回答) 学校や学校規模によっても体制が違うが、まず健康状態を一番不安に感じている保護者がおり、接触がなかなかできない状態なので、学校の連絡や課題などを郵送やポストで家庭に定期的に届けている。小学校はパンを短くし、1週間あるいは2週間に1回ずつ教職員が課題を渡している。中学校は、ある程度パンを長くしても自主学習ができることから、登校可能日に課題を渡している。

内容的なことについては、昨年度の未指導部分は、前回の定例教育委員会でも少し懸案になると申し上げたが、そちらの復習を確実にできるよう進めている。特に、中学1年生は小学6年生の復習について丁寧な指導をしていると4中学校に確認している。今後、本来4月からすべきだった新しい教科書の学習内容については、国全体で見直し検討しなければいけないところとして昨日通達が来たところなので、今後工夫をしていく必要を感じている。なかなか具体的などころまで申し上げられないが、学校で工夫していくということでご承知いただきたい。

・アイパッドが全員に行き渡ると聞いたが、それで何か考えていることはあるのか。

(回答) 教育総務課が進めて来て、現在は、情報政策課に担当が移った。アイパッ

ドでなくクロームブックになる。国の措置もあるが、品薄状況でもあるので、今すぐに手に入れない状況。緊急事態宣言下で、急遽前倒しし、家庭で何とか使えないかと計画しているが、物だけではなくて、ネット回線や学習内容を配信するためのソフトウェアなどといったところも、情報政策課、教育総務課、学校教育課で連携しできるだけ早く対応しようとしているが、なかなか全部には行き届きにくく、苦慮している。

・教育委員より以下の要望があり。勤怠管理もオンラインで進めているなら、授業のオンライン化も検討できないか。6年生の息子がいるが、プリントだけだと親もわからなかったり、結構厳しいところがある。オンラインでICTを活用して授業を配信して、実際の先生や映っている黒板を見ながら勉強したほうが身が入ると思う。YouTubeで神戸市教育委員会や福岡県もしているのを見た。早くとは言えないが、コロナもなかなかこのペースだと厳しいものがあるので、勤怠管理と同じくオンライン授業も進めていただけたら保護者にとってもすごく助かる。また、先生は課題をつくり、ポストに配ったりととても感謝しているが、働き方改革でもそうだが、ちょっとでも先生の負担を少なくするのであれば、オンライン授業のほうはお金がかかるかもしれないが、きっと負担は少なくなっていくので、ぜひ進めていただきたい。

また、近畿の中体連も辞めるということで、それを受け、県、東播、加西市、中学としてどうするかも変わる。一方で、一生懸命頑張ってきた子供の成果をなんとかしてやりたいが、それでコロナが逆に蔓延してはいけない。県の動きも見ていただきたい。経験したことないことばかりで、たくさんのことをその場その場で検討し、学校にも周知してと、本当に教育委員会には感謝している。今後とも大変だがよろしくお願ひしたい。

#### こども未来課長

令和2年度こども園・保育所・広場組織表について報告する。

公立園は泉よつばこども園が4月1日にスタートして、こども園5園体制となった。私立園も幼保連携型認定こども園とみたが、4月1日に開園し、5こども園と1保育園となった。ちなみに北条保育園は今年度工事に着手し、来年にはこども園となる。来年は公私立園11園がこども園になる予定。

新型コロナウイルス感染対策の状況について報告する。

幼保園は休園が難しい施設であり、現状としては開園を継続している。ただし、4月以降、保護者に家庭での保育あるいは登園自粛の協力をお願いしている。国の緊急事態宣言の4月8日以降、お休みした方に保育料を返金し、さらに自粛の協力を強める形をお願いしている。先週は5割ほどの出席だったが、今週に入ってから3割ほど

の出席状況。

医療関係や福祉介護の方、あるいはひとり親家庭の方はいろいろと事情もあるので、全体的には登園の自粛の呼びかけをしているものの、個々の家庭については園で判断するようそのあたり幅を持たせている。今後の登園状況を見ながら、これ以降の登園自粛のかけ方について検討を進めていく。今は、学校と同じく5月6日まで登園自粛の継続を考えている。

#### 教育委員からの質問及び子ども未来課長の回答

・本当に次々と状況が変わる中での迅速な対応にお礼を言いたい。家庭で面倒を見られる方からは自粛願ひに対し、特にトラブル等はなかったか。  
(回答) いろいろ問い合わせはあったが、現状のところそう大きな問題はなく了承されている。

・教育委員からは、まだ5月6日で本当に終息するかわからない状況もあるが、丁寧にしっかりと説明している様子で、またそれぞれの時点での対応をお願いしたいとの意見があった。

・先日、開園した泉よつばこども園を見た。本当に立派な設備で、子供たちが伸び伸びと遊べる環境だった。ただ、コロナの関係で今は自粛で3割の出席で、仕方はないが、とてもよいこども園ができていることに感心したとの感謝の声もあった。

#### 生涯学習課長

1点目、「公民館への誘い」の配布について報告する。

毎年4月広報に合わせて全戸配布している。公民館の今年度の主催講座、登録グループの紹介や公民館、高齢者学級の紹介等を掲載している。

2点目、小学生向け土曜日プログラムについて報告する。

これは3月の終業式の日に合わせて全児童へ配布した。新1年生には入学式後に配布した。講座受付は4月10日から始めている。

受付は進めているが、コロナの関係で、5月中の屋内講座は開催中止と決めている。この5月初回分については別時期に延期開催するか、中止のまま回数を減らして実施することとし、それぞれの講座の内容により対応していく。現段階のコロナの対応では、屋外実施の2講座、1つは5月14日の「中央公民館のノルディックウォーク」と5月16日の「マラソンコーチング」があり、どちらも屋外集合で屋外実施であり、参加人数も多くないことから実施予定。そのほかは屋内で行うため、3つの密を回避することが難しいことから、5月は実施しないと受付時に連絡している。

#### 1 1 協議事項

なし

#### 1 2 教育委員の提案

なし

#### 1 3 今後の予定について

- ・第5回定例教育委員会 5月19日(火) 14:00～1F多目的ホール
- ・第6回定例教育委員会 6月24日(水) 14:00～1F多目的ホール

#### 1 4 その他

教育委員からの質問及び教育部長の回答

- ・今、コロナ関係で説明された課外活動のトライやるや修学旅行の延期などいろいろな対処を時期的に先が見えない中で努力されていることに感謝したい。今は復習と兼ねてプリント等を配布しているというが、コロナもいつまで続くか目に見えない状態なので、今後4月から修学すべき課題等は、今後の課題として、その日程はまだわからないかもしれないが、例えば夏休みをどうするのかなど、何か今提案的に案が挙げられているなら聞かせてもらいたい。

(回答) ことしの4月7日から5月6日までが現時点での臨時休業で、約1カ月なのでこの分は夏休みの期間を短縮することでなんとか対応したい。とりあえず今の段階で、1学期は7月いっぱいまでとし、2学期を8月後半あたり、いつかは要検討だが、少し早めの前倒しにして始めることで授業時数を確保する方策が考えられると思う。

- ・教育委員から以下の意見があり。本当に先が見えないので、日程をどう組むかが難しいが、これからの先行きを考えてこの場合はこうと、少し最悪の事態も想定した上で考えていってほしい。

この会議録は、事務局員が作成したものであるが、真正であることを認め、ここに署名する。

令和2年4月22日

出席者

(出席者署名)